

山の井たかし市議会報告

9

後援会連絡所 〒323-0807 栃木県小山市城東 3-14-5 0285-20-5000

新年、明けましておめでとうございます。

皆様のご支援をいただき、議員となって2度目の正月を迎えることができました。これからも、働く仲間の代表であることを忘れず、がんばってまいりますので、よろしくお願い致します

平成16年度第4回定例議会が12月2日から22日の日程で開催されました。本議会に上程された議案は、補正予算に関するもの7件、条例の制定に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの3件など、議案18件、報告1件であり全議案が可決されました。



山の井たかしの活動報告(9月25日~12月22日)

- 9月25日 小山第二小学校運動会出席
- 28日 富士通労組小山支部友の会総会出席(～29日)
- 30日 神明町自治会敬老祝賀会出席
- 10月9日 小山市体育協会50周年記念祝賀会出席
- 10日 泉崎自治会運動会出席(於:城東公園)
- 13日 富士通テン市政相談
- 16日 小山市女性模擬議会傍聴
- 17日 神明町自治会競技大会(育成会長として)
- 20日 電機連合栃木地協議員団行政視察(宇都宮市役所)
- 25日 外城地域環境整備協議会出席
- 27日 富士通化成市政相談
- 31日 小山第二中学校創立50周年記念式典・祝賀会出席
- 11月1日 小山広域クリーンセンター施設見学
- 2日 小山ネットワーク協議会例会(小山商工会議所)
- 3日 小山市民体育祭参加
- 4日 市民派21行政視察(真岡市役所:商工観光課)
- 5日 市民派21行政視察(栗野町立栗野中学校:4校統合について)
- 6日 小山市議会執行部親睦ソフトボール大会
- 10日 富士通テン市政相談
- 12日 富士通テン市政報告会(島田千寿中津川市議と共に)
- 13日 小山市産業祭式典出席
- 小山第三小学校文化祭出席
- 泉崎文化祭見学
- 14日 おやまりサイクルフェア出席
- 15日 県南5市親睦ゴルフ参加(主催:小山市議会)
- 17日 議員全員協議会(
- 19日 富士通化成市政相談
- 20日 小山二小創立100周年記念式典・祝賀会出席
- 27日 消防団通常点検出席
- 南部育成会グラウンドゴルフ大会(副会長として)
- 12月2日 12月議会(開会・市政一般報告・議案上程)
- 6日 12月議会(一般質問～9日)
- 8日 議員全員協議会(小山消防本部移転計画検討委員会)
- 15日 総務常任委員会
- 小山ネットワーク協議会例会(小山商工会議所)
- 17日 富士通化成市政相談
- 20日 生涯学習推進協議会出席
- 21日 富士通テン市政相談
- 22日 12月議会(質疑・討論・採決)



一般質問をする山野井 孝



宇都宮市議会議長席にて

山の井たかし一般質問

Q：幼い兄弟に対する虐待事件について、どこまで把握していたのか？

A：8月末に県南児童相談所から7月8日に一時保護し、9日に一時保護解除となった旨の通知があった。

Q：今回の虐待事件において、小山市児童虐待等防止ネットワーク会議の各機関がどのような役割を果たしたのか？

A：会議は年2回開催され、児童虐待の情報交換や状況把握、事例検討会や研修会、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に係る啓発活動等、児童虐待防止に係る各関係機関等の連携を図っている。

Q：公共事業の公平・公正に向けて、電子入札を導入する考えは？

A：県及び近隣市町村と緊密な連携を図りながら、小山市として最も有効な導入方法・時期を検討していきたい。

Q：既に導入した自治体、導入に向けて準備をしている自治体は？

A：導入した自治体は、都道府県で12、政令指定都市で4、中核都市で5、特例市で8、その他で5自治体である。導入に向けて開発中の自治体は、都道府県で14、政令指定都市で3、中核市で1、その他で2自治体、共同運用を目指す岐阜県内の1団体である。

Q：IT推進課の補強、増員等について当局の考えは？

A：IT推進課職員、実際に業務に携わる職員の個々の知識や能力の向上、産・学・官の連携等、外部からの知識やノウハウ等の導入を視野に入れながら対処していく。

Q：小山市環境美化条例施行後の市としての具体的施策は？

A：小山市広報や行政テレビや、エコアップリーダーによるPR。
犬の糞の持ち帰り看板を200枚作成、希望者に配布。
パンフレットにより、空き地等の適正管理の指導。
2名の不法投棄監視委員巡回によるゴミ不法投棄者への指導。

Q：小山市環境美化条例の成果・効果について？

A：『まちの清潔さに満足しているか』の質問で『満足している』の回答が条例施行前の22%に対し、53.3%となっている。犬の糞は、前回の調査29.5%を大きく上回り、42.7%が少なくなったと感じている。

『小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例』を制定！

『指定管理者制度』とは『公の施設』の管理の代行を『法人その他の団体』に行わせようとするものです。その対象には民間事業者などが広く含まれています。

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理方法が『管理委託制度』から指定管理者制度に移行されることになりました。これまで公の施設の管理は、適切な管理を図る観点から、財団や公社などの公共的団体に委託先が限定されてきました。しかし、住民のニーズへの対応には、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、住民サービスの向上と共に経費の削減などを図る目的で指定管理者制度が作られました。

指定管理者制度の導入により、今後は民間の事業者（会社法人）、NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めていくこととなります。

小山市でも『小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例』を制定し、関係条例の一部を改正いたします。

公の施設には、保育所などの民生施設、ごみ処理施設などの衛生施設、体育館などの体育施設、公民館などの社会教育施設、国民宿舎などの宿泊施設、公園、文化センターなどの会館、病院などの診療施設があります。

次回の議会は2月24日から3月17日の日程で開催されます。

ぜひ一度、議会の傍聴をお願いいたします！

行政チャンネル(5ch)でも生放送・再放送(土・日曜)します。